

日本農林規格の制定・見直しの基準の一部改正新旧対照表

改正案	現行
<p>日本農林規格の制定・見直しの基準</p> <p style="text-align: center;"><u>令和4年8月29日</u> <u>日本農林規格調査会決定</u></p> <p>この基準は、日本農林規格等に関する法律（昭和25年法律第175号。以下「JAS法」という。）の規定により、本調査会が日本農林規格（以下「JAS」という。）の制定、確認、改正又は廃止について審議する際のガイドラインであり、本調査会がその内部規程として定めるものである。</p> <p>財務大臣及び農林水産大臣が本調査会にJASの制定、確認、改正又は廃止の付議を行った場合において、本調査会は、以下の基準により、付議されたJASの制定、確認、改正又は廃止の案（以下「JAS案」という。）の妥当性を判断するものとする。</p> <p>(略)</p>	<p>日本農林規格の制定・見直しの基準</p> <p style="text-align: center;"><u>平成30年6月1日</u> <u>日本農林規格調査会決定</u></p> <p>この基準は、日本農林規格等に関する法律（昭和25年法律第175号。以下「JAS法」という。）の規定により、本調査会が日本農林規格（以下「JAS」という。）の制定、確認、改正又は廃止について審議する際のガイドラインであり、本調査会がその内部規程として定めるものである。</p> <p>農林水産大臣が本調査会にJASの制定、確認、改正又は廃止の付議を行った場合において、本調査会は、以下の基準により、付議されたJASの制定、確認、改正又は廃止の案（以下「JAS案」という。）の妥当性を判断するものとする。</p> <p>(略)</p>